

特定非営利活動法人 相模原市サッカー協会
加盟団体規程

(定義)

第1条 加盟団体は、本協会の制定した諸規程に基づきサッカー競技を行う団体であって、本規程に定めるところに従い本協会に加盟した団体をいう。

(種別)

第2条 加盟団体の種別は、次の各号の通りとする。

- (1) 社会人:15歳以上の選手により構成された団体、但し、中学校在学中の選手は除く
- (2) 中学:15歳未満の選手により構成された団体、但し、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (3) 少年:12歳未満の選手により構成された団体、但し、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (4) 女子:女子の選手に構成された団体
- (5) シニア:36歳以上の選手により構成された団体
- (6) U-18:18歳以下の選手により構成された団体

(加盟登録)

第3条 本協会に加盟登録しようとする団体は、登録申請をして、理事会の承認を得なければならない。

(登録要件)

第4条 加盟団体の登録要件は、原則として相模原市内に本拠地を置く団体とする。

- 2 当該団体に登録する選手は原則として相模原市内に在住、在学または在勤する選手とする。
- 3 選手は、本協会の同じ種別の複数の加盟団体に登録することは出来ない。

(加盟登録の手続き)

第5条 加盟団体は、毎年3月末日までに、登録申請をしなければならない。

- 2 加盟登録は、第1項所定の申請が本協会事務局に到達したときに効力を発生する、但し、内容に不当または不備が発見されたときはこの限りではない。
- 3 本協会主催の競技会に参加しようとする団体については、第1項及び第2項の規程に拘わらず、その競技会の開始期日までに加盟登録が完了していなければならない。

(加盟団体の権利及び義務)

第6条 加盟団体は、本協会種別委員会の運営に関与し、本協会が主催並びに主管する競技会に参加すること。

- 2 加盟団体は、本規程第9条第2項に定める登録費を納付すること。

(代表チームへの参加義務)

第7条 加盟団体は、所属選手が本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該選手を参加させる義務を負う、但し、傷害または疾病の為、若しくは正当な理由により、本協会の招聘に応じることができない選手は除く。

(加盟団体に対する処分)

第8条 加盟団体又は、これに所属する登録選手が、サッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、その加盟団体及び選手は、別に定める懲罰規程により懲罰を科せられるものとする。

(登録費)

第9条 加盟団体は、毎年4月末日までに登録費を本協会に納付しなければならない。

- 2 登録費の金額は、次の各号の金額とする。
 - (1) 社会人加盟団体: 10,000円
 - (2) 中学加盟団体: 7,000円
 - (3) 少年加盟団体: 6,000円
 - (4) シニア加盟団体: 8,000円
 - (5) 女子加盟団体: 6,000円
 - (6) U-18加盟団体: 7,000円

附則 この規程は、平成27年3月4日より施行する。

- 2 この規程は、平成20年2月1日より施行する。